

## 薬局の管理および運営に関する事項

許可区分	薬局	「保険薬局」の指定も受けております
薬局の名称	しんわ薬局 小山店	
薬局の許可番号・年月日	店内の薬局開設許可証(別掲)を参照	
開設者	株式会社メディックス 代表取締役 松村 有里子	
管理薬剤師 【担当業務】処方箋調剤・医薬品販売・相談等	吉澤 一彦	【従事者の区別】 白衣(白、襟が緑) 名札に氏名及び「薬剤師」
薬剤師 【担当業務】処方箋調剤・医薬品販売・相談等	店内の勤務者一覧(別掲)を参照	【従事者の区別】 白衣(白、襟が緑) 名札に氏名及び「薬剤師」
登録販売者 【担当業務】 一般医薬品販売・相談等	店内の勤務者一覧(別掲)を参照	【従事者の区別】 ユニフォーム(白と薄緑の2トーン) 名札に氏名及び「登録販売者」
事務 【担当業務】 陳列・会計・受付等		【従事者の区別】 ユニフォーム(白と薄緑の2トーン) 名札に氏名及び「一般従事者」
一般医薬品の取り扱い	要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品	
開局時間	店内外掲示(開局時間)を参照	当薬局では、特定販売を実施していないため、営業時間外に医薬品の購入等の申し込み受理はできません
定休日	あるいは、下記URLを参照 <a href="https://www.mdx-yakuzaishi.co.jp/shop/127/">https://www.mdx-yakuzaishi.co.jp/shop/127/</a>	
時間外等加算(時間外・休日・深夜)の時間	【時間外加算】 ・朝6時以降～朝8時まで ・18時以降～22時まで  【深夜加算】 ・22時以降～翌朝6時まで	<u>開局時間内</u> を除く、左記時間帯に処方箋受付を行った場合、時間外応需の料金が発生します  基礎額の100%(時間外)、140%(休日)、200%(深夜)
夜間・休日等加算の時間  ※時間外等加算とこの加算は、料金が高い方を適用。重複しての徴収はしません。 ※ <a href="#">点数一覧表</a> もご参照願います。	【休日】 ・日曜 ・祝日 ・年末年始(12月29日～翌年1月3日)  【夜間】 ・平日:19時以降～翌朝8時まで ・土曜:13時以降～翌朝8時まで	開局時間内においても、「休日」や厚生労働省が定める「夜間」に処方箋受付を行った場合、夜間・休日応需の料金が発生します  1割負担:40円、3割負担:120円程度
相談時・緊急時の連絡先	042-700-1278	夜間等は携帯電話へ転送されます
薬剤師不在時間	なし	在宅業務等で薬剤師が薬局に不在となる時間帯は、薬局そのものを臨時的に閉めます
特定販売	実施なし	要指導医薬品及び一般医薬品のインターネットによる販売には対応しておりません

# 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項

## リスク区分の定義と解説

リスク分類	要指導医薬品	一般用医薬品			
		第1類医薬品	指定第2類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
外箱表示	要指導医薬品	第1類医薬品	第②類医薬品 第2類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
定義	セルフメディケーションに利用できる医薬品として製造販売の承認を受けてから一定期間を経過していない医薬品、毒薬、劇薬（原則、使用者以外に販売はできない、販売数制限等あり）	特にリスクが高い医薬品	リスクが比較的高い医薬品。副作用等により日常生活に支障を来す程度 の健康被害が生ずる恐れがある。 指定第2類医薬品は、第2類医薬品 の中でも特別の注意を要する医薬 品。 『してはいけないこと』の確認を行い、 使用について薬剤師や登録販売者 にご相談下さい。		リスクが比較的 低い医薬品
陳列場所	鍵をかけた場所か購入者が直接接触することができない場所	購入者が直接接触することができない場所	情報提供を行う場所の近く（7m以内。第3類に関しては、距離に法的制限はないが、当薬局は第2類同様、情報提供を行う場所の近く） 同じ薬効の場合でも、リスクを区分して陳列・配置		
情報提供および指導等	義務（書面を用いて行う）		努力義務（但し、指定第2類医薬品は、使用について薬剤師又は登録販売者との相談が推奨される）	必要に応じて	
対応する専門家	薬剤師		薬剤師または登録販売者		
補足	「濫用等のおそれのある医薬品」として指定されている医薬品に関しては販売数量の制限等あり				

医薬品の中に入っている「お薬の説明書」は捨てずに保管し、必要に応じて見られるようにしてください。医薬品は正しい使用方法でお使いください。

医薬品の適正使用の観点から、確認・質問をさせていただく場合があります。ご提供いただいた情報は、個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的では利用しません。

### <<主な質問事項>>

使用者本人であるか・年齢・性別・他の薬剤使用状況・症状・持っている疾患・妊娠・授乳・医薬品使用経験歴・副作用歴・その他必要な事項

## 健康被害救済制度

医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用により一定の健康被害を受けた方の救済を行う公的制度があります。（一部救済が受けられない医薬品・副作用があります）

問合せ先: 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

TEL: 0120-149-931 (平日 9:00~17:00 フリーダイヤル)

WEB: <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0020.html>

## 苦情相談窓口

要指導医薬品および一般医薬品販売制度の運用についての苦情は、当薬局の管理薬剤師、地域の薬剤師会や地域の保健所薬事指導担当へご連絡ください。

町田市保健所保健総務課保健医療係 : 042-722-6728

# 個人情報の取り扱いに関する事項

## 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」））を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取扱います。

## 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取扱うために、次の事項を実施します。

- ・ 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- ・ 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- ・ 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・減失・損失の防止に努めます。
- ・ 個人情報を適切に取扱っていることを定期的を確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- ・ 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合は除きます。
- ・ 業務を委託する場合は、委託先に対し当薬局の基本方針を十分理解の上で取扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- ・ 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

## 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人からの申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- ・ 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- ・ 個人情報の開示、訂正、利用停止などの場合（法令により応じられない場合を除く）
- ・ 個人情報が漏洩・減失・損失した場合、またはその可能性が疑われる場合
- ・ その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

## 安心して薬局サービスを受けていただくために

当薬局では、個人情報保護の取扱いに関する基本方針に基づいて、皆様の個人情報を適切に取扱うことで良質で適切な調剤、適切な服薬指導、健康相談等（以下、薬局サービス）に生かしています。

## 個人情報の利用目的

- ・ 当薬局における調剤サービスの提供
- ・ 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- ・ 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・ 病院、診療所などからの照会への回答
- ・ ご家族や、ご指定のあった代理の方へ薬に関する説明
- ・ 医療保険事務のうち、  
審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・ 薬剤師賠償責任保険、個人情報漏えい賠償責任保険などに係る保険会社への相談、または届出など
- ・ 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当薬局内で行う症例研究
- ・ 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- ・ 外部監査機関への情報提供

## 当薬局の個人情報に関するお問い合わせ

個人情報の開示のご希望ある場合は、社内の手順を経て、所定の開示手数料を申し受け、開示いたします。当薬局の個人情報に関するお問い合わせは、下記までお問い合わせください。

<<個人情報に関する窓口>>

- ・ 個人情報相談窓口:当薬局 **[管理薬剤師]** 薬局名:しんわ薬局 小山店
- ・ 個人情報取扱責任者:人事部 砂川 京平 開設者:株式会社メディックス 代表取締役 松村 有里子

## 公費医療等の取り扱いに関する事項

医療情報ネット(ナビイ)内の「費用負担等」項目内の「届出が必要な公費負担等の取扱い」をご確認ください。

<<医療情報ネット(ナビイ)>>

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2430/initialize?prefCd=13&kikanCd=7607500450&kikanKbn=5>

## 明細書発行に関する掲示

当薬局は、医療の透明性向上のため、調剤報酬の算定項目が分かる「明細書」を領収証と共に無料発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称等も記載されます。明細書をご不要の場合は、会計でその旨をお申し付けください。ご家族又は代理の方からのお申し出も対応いたします。

※公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても、明細書を発行しております。

## 調剤報酬等点数一覧表の掲示

調剤報酬等の点数一覧表は、下記リンク先の PDF ファイルをご参照ください。

<<調剤報酬等の点数一覧表>> ※1点や1単位 = 10円です。1点の1割負担は1円負担となります。

<https://www.mdx-yakuzaisi.co.jp/pdf/tensuu.pdf>

## 調剤管理料&服薬管理指導料に関する掲示

### 調剤管理料

調剤管理料は、患者さまからの情報収集、分析、記録などの調剤管理に対する評価費用となります。

当薬局は、患者さまやご家族等から収集した情報を基に、薬学的分析や評価を行い、薬剤服用歴を記録して必要な薬学的管理を実施しております。必要に応じて医師に処方内容の提案を行い、処方されたお薬を安全に服用していただけるよう、以下の内容を管理しております。

- ・ 投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報
- ・ お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)

### 服薬管理指導料

調剤管理料は、患者さまへの服薬指導など情報提供に対する評価費用となります。

当薬局は、上記【調剤管理料】に基づいた薬剤服用歴を活用し、患者さまにお薬を安全かつ効果的に服用いただけるよう、以下の情報を提供します。

また、薬剤交付後においても、服薬状況や服薬期間中の体調の変化を継続的に確認し、必要な指導等を実施します。

- ・ お薬の基本的な説明や注意事項のご案内
- ・ 必要に応じた説明文書による情報提供

# 特掲診療料の施設基準に関する掲示

## 調剤基本料

当薬局は、**調剤基本料3イ**の基準に適合した薬局です。

## 後発医薬品調剤体制加算 ～医薬品の安定供給に向けた取り組みについて～

当薬局は、後発医薬品調剤体制加算**3**の基準（直近3ヶ月の後発医薬品の数量割合**90%**以上）に適合した薬局です。当薬局は、処方箋に記載された医薬品について、処方医が後発医薬品への変更を認めている場合は、後発医薬品についての説明を行い、後発医薬品を取り扱うよう積極的に取り組んでおります。

<<お願い>>

当薬局は、必要な医薬品を確保するため薬局間の医薬品の融通・医療機関との情報共有に努めておりますが、現在、一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いております。

薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、流通が逼迫していることが原因です。

状況によっては処方医に確認の上、同一成分・同一薬効薬への変更、処方日数の変更を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合がございます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 連携強化加算 ～感染・災害発生時に対応できる体制に関する掲示～

当薬局は、以下の基準に適合しており、災害や新興感染症発生時における医薬品供給や衛生管理等において、地域での役割を果たす体制を整えております。

- ・ 第二種指定医療機関の指定
- ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知
- ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有
- ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施
- ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティ全般に対する対応
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売

## 医療 DX 推進体制整備加算

### ～オンライン資格確認・医療 DX の推進（医療情報取得）に関する掲示～

当薬局は、以下の基準に適合しており、医療 DX を積極的に推進しております。

- ・ オンラインによる調剤報酬の請求
- ・ オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・ 電子処方箋により調剤する体制
- ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・ ~~電子カルテ情報共有データベースにより診療時情報を活用する体制~~ ※現在は未導入で導入計画中です。
- ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上 **医療 DX 推進体制整備加算 1/2/3/なし** のいずれか
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示
- ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

<<医療 DX の積極的な推進>>

- ・ オンライン資格確認システムを活用し、診療情報・薬剤情報の調剤・服薬指導への活用
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用促進により、負担軽減と情報共有の効率化
- ・ 電子処方箋・~~電子カルテ~~による医療機関との連携強化

## 在宅訪問薬剤管理指導

当薬局は、薬剤師による在宅訪問薬剤管理指導を実施しております。詳細は、[在宅医療に関する掲示]の【医療保険】をご確認ください。在宅訪問には、処方医師の了解と指示、計画的な実施を要します。ご希望の場合は、事前にお問い合わせください。

## 在宅薬学総合加算Ⅰ

当薬局は、以下の基準を満たした 在宅薬学総合加算Ⅰ に適合した薬局です。

<<在宅薬学総合加算Ⅰ/2 共通>>

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う届出
- ・ 緊急時や開局時間外の在宅業務対応が可能な体制（他薬局との連携を含む）及び周知
- ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者免許の取得
- ・ 在宅患者に対する年間 24 回以上の薬学管理及び指導の実績

<<在宅薬学総合加算Ⅱの場合は、以下もいずれか>>

- ・ ~~ターミナルケアに関する体制（医療用麻薬の備蓄か、無菌調製の設備）~~
- ・ ~~小児在宅患者に対する体制（年6回以上の薬学管理・指導の実績）~~

## ~~在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算~~

## ~~在宅中心静脈栄養法加算~~

## ~~無菌製剤処理加算~~

## ~~特定薬剤管理指加算②~~

・

## ~~かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料~~

・

## ~~地域支援体制加算~~

# 在宅医療に関する掲示

## 在宅医療（薬剤師訪問サービス）について

当薬局は、要介護者または要支援者【介護保険】や通院が困難な状態にある療養者【医療保険】が、居宅において安心・安全にお薬を服用できるよう、処方医師の指示に基づいて、薬剤師が居宅を訪問して、薬剤の保管・管理や使用等に関する説明を行います。

### 営業日時

【開局時間】のとおり。保険薬局として許可された営業日、営業時間内が原則となります。

※電話相談応需は24時間対応しており、緊急時は上記の限りではありません。

### 利用料、その他の費用の額

薬剤料以外の費用は、各規定に準じます。

要介護者または要支援者は、【医療保険】より【介護保険】が優先して適用されます。

但し、緊急や計画外の臨時の訪問は、【介護保険】をご利用の方でも【医療保険】が適用となります。

尚、計画外の臨時・緊急訪問、オンライン対応等により、料金（点数）は変更します。

点数は、[調剤報酬等の点数一覧表](#)もご参照願います。

**（介護予防）居宅療養管理指導費** 【介護保険】対象者：介護報酬の規定に準じる。

**在宅患者訪問薬剤管理指導料** 【医療保険】対象者：診療報酬の規定に準じる。

<<保険料 | 割負担の場合の自己負担料金の例>>

訪問 1回あたりの 料金	単一建物診療患者数※1			+	麻薬等 の特別な 薬剤を処方 されている 場合	医療用 間麻薬 持続注 射療法を 行なっ ている 場合	在宅中 心静脈 栄養法を 行なっ ている 場合	6歳 未満の 患者	経管栄養 で人工呼 吸器等を 使用、且つ 18歳未 満の患者 ※2
	1人 の場合	2~9人 の場合	10人 以上 の場合						
【介護保険】	518円	379円	342円		100円	250円	150円	(規定なし)	
【医療保険】	650円	320円	290円					100円	450円
計画的な訪 問の月あた り上限回数	月4回を限度（但し、がん末期患者、中心静脈栄養法および注射による麻薬投与が必要な患者は、週2回の訪問にて月8回まで可能）								

※1：単一建物診療患者数の料金に関して、介護保険の規定において、特別と定められる地域は、利用料が異なる。

※1：「単一建物診療患者数」の区分は、厚生労働省が定める特定の基準がある。

例えば、同一月に同じ建物に住んでいる患者さん何人に対して訪問予定かにより料金の区分が決まるが、以下の場合は、「1人の場合」の区分を適用し、1人の場合の区分料金（518円）× 患者さん人数 が料金となる。

- ・ 同居する同一世帯の患者
- ・ 算定患者数が建物の戸数（マンションなど）の10%以下
- ・ 建物の戸数（マンションなど）が20戸未満で算定患者数が2人以下

※2：この場合、6歳未満の場合・医療用麻薬持続注射療法を行っている場合のプラス料金はなし。

## 交通費等の費用

交通費は、実費相当額となります。詳細は、[保険外費用(患者申出療養)・長期収載品の選定療養の費用に関する掲示]の[在宅医療の交通費]をご参照ください。

## 【介護保険】(介護予防)居宅療養管理指導の「重要事項等説明書」の掲示

【介護保険】による在宅医療を開始する際は、まず、利用者(患者さま・ご家族等)と薬局事業所間で契約書を取り交わします。契約書等の様式は、下記リンク先の PDF ファイルをご参照ください。

<<重要事項等説明書>>

<https://www.mdx-yakuzaiishi.co.jp/pdf/kyotaku.pdf>

東京都知事指定介護保険事業所

介護保険事業番号：1343252608

事業所名：しんわ薬局 小山店

事業所住所：町田市小山町3189番地2

事業所電話番号：042-700-1278

# 保険外費用（患者申出療養）・長期収載品の選定療養の費用に関する揭示

（療養担当規則(3) 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて）

## 交通費・容器代等の保険外費用

当薬局では、患者さまの希望に基づき、以下サービスを提供した場合、保険外の実費が発生します。

- ・ 患者さま要望による居宅への薬の持参料・在宅医療の交通費：  
公共交通機関を利用した場合は実費相当、自動車を利用した場合は距離別徴収額を基準とします。  
往復0～2km 374 円（税込）、2～10km 550 円（税込）、10km～ 880 円（税込）
- ・ 患者さま要望による薬の配送料：実費相当
- ・ 患者さま希望による薬の一包化：500 円（税込）
- ・ 軟膏容器代/スポイト代：50 円（税込）
- ・ 療養見舞金用の診療費証明（互助会）、不妊治療の調剤証明 などの文書作成費：1100 円（税込）

## 選定療養費

2024 年 10 月 1 日より、長期収載品（特許期間を終了した医薬品）の保険給付見直しに伴い、後発医薬品が存在する先発医薬品を希望された場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」が発生するようになりました。

<<選定療養費とは?>>

- ・ 先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の費用が発生
- ・ 課税対象であり、消費税も加算

詳しくは薬局スタッフまでお尋ねください。

選定療養費が発生する対象医薬品については、厚生労働省 WEB サイト上の「対象医薬品リストについて」もご参照ください。

<<厚生労働省 WEB サイト>>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

## 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、  
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を  
お願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

### 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



### 後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)  
に関する基本的なこと



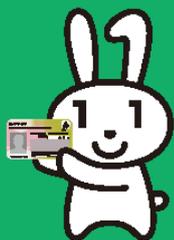
※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

# 電子処方せん 対応施設です

マイナ受付対応中

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた  
処方せんを電子化したものです



患者さんが電子処方せんを選択し、  
医師・歯科医師・薬剤師が患者さん  
のお薬情報を参照することに対して、同意することで、  
複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報に  
もとづいた医療を受けられるようになります。  
結果として、今まで以上に安心してお薬を受け取ることが可能になります。



## 「電子処方せん」のメリットとは？

これまで、紙で受け取っていた処方せんが電子化されるだけでなく、患者さんが同意することで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報をもとにした診療を受けられるようになります。そうすることで、同じ効き目のお薬を処方すること（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを今まで以上に確実に防ぐことができます。結果として、患者さんが窓口で支払う費用を抑えたり、薬に多くのお薬が余ることを防ぐ（廃棄抑制）ことができるといったメリットがあります。

詳しくはこちら！

電子処方せん

またはリーフレットをダウンロード



 厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# マイナ受付

## 対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに  
マイナンバーカードを使う新たな方法。  
それが「マイナ受付」です。



## マイナンバーカードが 保険証として使えます。

### マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

**より良い医療が可能に！**



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧権を使えば、今までに比べて薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※医療費ごとの自己負担率・保険料・保険給付も変わりありません。

POINT 02

**手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！**

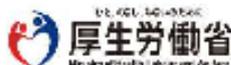


医療費適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

### このステッカーが目印！



**事前に登録するだけで利用できます！**



詳しくは 

マイナポータル

